

《事故情報》

ＬＰガス容器からのガス漏れ（続報）

（一社）大阪府高圧ガス安全協会
事務局

本年9月4日午前9時10分頃、千葉縣市原市のショッピングセンターで建物の裏にあるLPガス容器よりガスの漏洩事故が発生しましたが、その事故に関する続報情報を入手しました。

依然、事故原因に関する詳細内容は不明ですが、あらためて、本事故の状況から学べる教訓を職場で考えていただき、自主保安力の強化に役立てていただきたく、情報を配信させていただきます。

1. 事故概要

- （1）発生日時：令和8年9月4日（金） 午前9時10分頃
- （2）発生場所：千葉縣市原市のショッピングセンター
- （3）物的被害：店舗の営業停止（臨時休業）
- （4）人的被害：なし（客と従業員は全員退避済み）
- （5）事故原因：現時点では不明

2. 添付書類

- ・資料1：市原市商業施設内のLPガス貯蔵設備からのガス漏洩に伴う
LPガス貯蔵設備の緊急安全確認の実施について（依頼）
- ・資料2：ガス漏えい事故に伴う緊急確認・保安業務の実施の徹底等について（要請）
- ・資料3：供給休止中の貯槽・容器等の緊急確認及び保安業務の実施の徹底について（お願い）

以 上

《事故情報》

ＬＰガス容器からのガス漏れ（続報）

大阪府高圧ガス地域防災協議会
事務局

本年9月4日午前9時10分頃、千葉縣市原市のショッピングセンターで建物の裏にあるＬＰガス容器よりガスの漏洩事故が発生しましたが、その事故に関する続報情報を入手しました。

依然、事故原因に関する詳細内容は不明ですが、あらためて、本事故の状況から学べる教訓を職場で考えていただき、自主保安力の強化に役立てていただきたく、情報を配信させていただきます。

1. 事故概要

- (1) 発生日時：令和8年9月4日（金） 午前9時10分頃
- (2) 発生場所：千葉縣市原市のショッピングセンター
- (3) 物的被害：店舗の営業停止（臨時休業）
- (4) 人的被害：なし（客と従業員は全員退避済み）
- (5) 事故原因：現時点では不明

2. 添付書類

- ・資料1：市原市商業施設内のＬＰガス貯蔵設備からのガス漏洩に伴う
ＬＰガス貯蔵設備の緊急安全確認の実施について（依頼）
- ・資料2：ガス漏えい事故に伴う緊急確認・保安業務の実施の徹底等について（要請）
- ・資料3：供給休止中の貯槽・容器等の緊急確認及び保安業務の実施の徹底について（お願い）

以 上

参考

産保第1044号
令和8年9月4日

公益社団法人千葉県LPガス協会長 様

千葉県防災危機管理部長
(公 印 省 略)

市原市商業施設内のLPガス貯蔵設備からのガス漏洩に伴う
LPガス貯蔵設備の緊急安全確認の実施について（依頼）

日頃から本県のLPガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

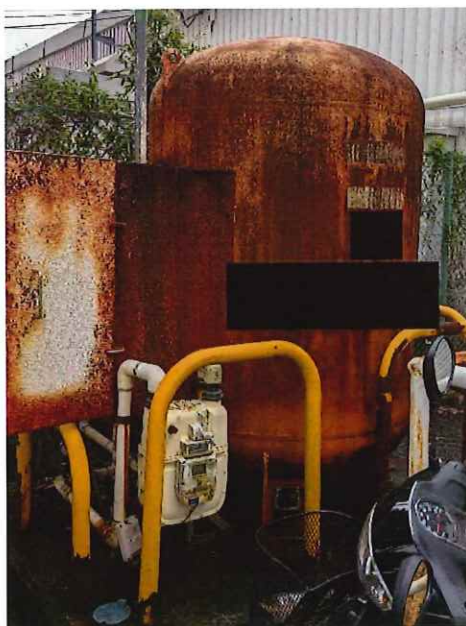
9月4日早朝、市原市の商業施設敷地内で、使用していなかったLPガス貯蔵設備からのガスの漏洩がありました。

事故原因はこれから調査を行ってまいります。当該設備は二十年以上使用しないまま放置され、老朽化が進んだ状態でした。

つきましては、貴協会員の管理する設備の中に、LPガスが存置したまま長期間放置されている貯蔵設備がないか、緊急で確認をお願いいたします。

特に、不特定多数の人が利用する商業施設、学校、病院等の第一種保安物件内で、使用されていない貯蔵設備については、安全性能に問題がないか緊急で御確認下さい。

老朽化など安全性に懸念のある貯蔵設備が確認された場合は、県産業保安課まで御報告いただき、速やかに撤去やガス抜き等の安全措置を取ってくださるよう、お願いいたします。



該当のLPガス貯蔵設備

千葉県防災危機管理部産業保安課
保安対策室

Mail : hoan4@mz.pref.chiba.lg.jp

Tel : 043-223-2720

別添

経済産業省20260907保局第1号
令和8年9月7日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ ガス安全室長

ガス漏えい事故に伴う緊急確認・保安業務の実施の徹底等について（要請）

令和8年9月4日、千葉県内の商業施設敷地内において、供給休止中のバルク貯槽からのガス漏えい事故が発生しました。事故原因の詳細は関東東北産業保安監督部が調査中ですが、当該設備は長期間使用されていなかった設備であったとの報告を受けています。

つきましては、以下の点につき会員事業者へ周知いただき、保安の確保に万全を期されるようお願いします。特に不特定多数の人が利用する商業施設、学校、病院等の第一種保安物件については、急ぎ対応をお願いします。

記

1. 供給休止中の貯槽・容器等の確認・点検

供給休止中の貯槽・容器等の有無について確認をお願いします。供給休止中の貯槽・容器等が存在する場合には、当該貯槽・容器等に関する技術上の基準への適合状況の確認、点検等の保安業務の実施状況について速やかな確認をお願いします。

2. 技術上の基準への不適合、保安業務未実施の報告

供給休止中の貯槽・容器等について、技術上の基準に適合していないこと又は点検等の保安業務を実施していないことが確認された場合、速やかに技術上の基準への適合、点検等の保安業務の実施、必要に応じてガス抜き・置換、撤去等の措置を講じるとともに、所管の行政庁まで報告いただくようお願いします。

3. ガス漏えい発生時における保安業務の徹底

一般消費者等からのガス漏れ等の通報があった場合又は自らその事実を知った場合は、速やかに災害の発生の防止や被害の拡大防止、その他の必要な措置を講じていただくようお願いします。

4. 一般消費者等への注意喚起

一般消費者等に対して、ガス臭気等によりガス漏れを感知した場合に取るべき緊急の措置及び緊急連絡先について、周知を徹底していただくようお願いします。

以上

全L協保安・業務G8第136号

令和8年9月9日

会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

供給休止中の貯槽・容器等の緊急確認及び保安業務の実施の徹底について
(お願い)

標記につきまして、経済産業省ガス安全室から別添のとおり要請がありましたので、お知らせいたします。

本年8月6日全L協保安・業務G8第108号付けにおいて、第一種保安物件の供給設備点検実施の要請をお知らせしたところですが、千葉県内の商業施設敷地内において、供給休止中のバルク貯槽からのガス漏えいの事故の発生という誠に遺憾な事態となりました。

これを受け、改めて同省より供給休止中の貯槽・容器等についての技術上の基準への適合状況や保安業務の実施状況の確認、不適合・未実施の場合の適切な措置と行政庁への報告、ならびに一般消費者等への注意喚起等の徹底が要請されております。

特に、不特定多数の人が利用する商業施設、学校、病院等の第一種保安物件については、急ぎ対応が求められております。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、関係者に対しご周知いただき、保安の確保に万全を期されるようお願い申し上げます。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 今市、國坂